

平成28年 壱岐市議会定例会 12月議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成28年12月 2日 午後 1時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名		13番 市山 繁 14番 牧永 護
日程第2	審議期間の決定		15日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 説明
日程第5	議案第70号	長崎縣市町村総合事務組合理約の変更について	総務部長 説明
日程第6	議案第71号	壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第7	議案第72号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第73号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第74号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第75号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第11	議案第76号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第12	議案第77号	壱岐市税条例等の一部改正について	市民部長 説明
日程第13	議案第78号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第14	議案第79号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市原島診療所)	保健環境部長 説明
日程第15	議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	農林水産部長 説明
日程第16	議案第81号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	農林水産部長 説明

日程第17	議案第82号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）	農林水産部長	説明
日程第18	議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）	企画振興部長	説明
日程第19	議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	企画振興部長	説明
日程第20	議案第85号	勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について	企画振興部長	説明
日程第21	議案第86号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	財政課長	説明
日程第22	議案第87号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長	説明
日程第23	議案第88号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長	説明
日程第24	議案第89号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部長	説明
日程第25	議案第90号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部長	説明
日程第26	議案第91号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総務部長	説明
日程第27	請願第2号	壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	紹介議員説明	質疑なし

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（14名）

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 今西 菊乃君	16番 鶴瀬 和博君

欠席議員（1名）

12番 久間 進君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午後1時30分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、こんにちは。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。竜崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

久間進議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成28年竜崎市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、市山繁議員、14番、牧永護議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間につきましては、去る11月30日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、こんにちは。議会運営委員会の報告をいたします。

平成28年壱岐市議会定例会12月会議の議事運営について協議のため、去る11月30日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から12月16日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会12月会議に提案されます案件は、条例の制定1件、条例の一部改正7件、指定管理者の指定6件、平成28年度補正予算関係6件、その他2件の合計22件となっております。

また、陳情1件、請願1件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

12月5日、6日は休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、12月5日、月曜日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

12月7日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合は、できる限り事前通告をされますようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第86号平成28年度一般会計補正予算（第6号）については、特別委員会を設置して審議すべきということを確認いたしましたのでよろしく申し上げます。

また、予算について質疑される場合も、特別委員長宛てに質疑の通告を提出されるようあわせてお願いいたします。

12月8日、9日の2日間で一般質問を行います。

12月13日に各常任委員会を開催し、12月14日は予算特別委員会としております。

12月15日は議事整理日として休会し、12月16日に本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

また、本定例会の審議期間中に請負契約の変更1件、人事案件19件が追加議案として提出される予定ですが、各委員会付託を省略し、全員審査を予定いたしております。

以上が、平成28年壱岐市議会定例会12月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。12月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月16日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は、本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。平成28年壱岐市議会定例会12月会議に提出され、受理した議案は22件、請願1件、陳情1件であります。

次に、監査委員より、例月現金出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る11月4日県庁において、長崎県離島振興市町村議会議長会及び長崎県町村議会議長会合同で、中村知事に対し全体で24項目、本市からも離島航路の維持、航路・航空路運賃の低減化とクロマグロの産卵期における漁獲制限について要望を行ったところであります。

次に、11月8日、東京都におきまして開催された第35回離島振興市町村議会議長全国大会に出席をいたしました。

会議では、大会宣言に続き、離島振興に関する要望事項が全て原案のとおり可決され、離島航路航空路支援法の早期制定を求める特別決議についても原案のとおり可決され、それぞれ実行運動を行うことが決定されました。

翌9日には、長崎県離島振興市町村議会議長会と町村議会議長会による地元選出国會議員に対する要望活動を行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、11月18日長崎県庁におきまして、白川市長並びに山本県議とともに中村知事に、壱岐市及び壱岐市議会の連盟で壱岐空港滑走路の延長についてほか8項目の単独要望を行ったところであります。

次に、11月24日に長崎県3市2町離島市長・町長、議長会を壱岐市において開催しました。国境離島新法を初め、それぞれ離島が抱える共通課題について意見交換を行い、今後においても3市2町で力を合わせて要望していくことを確認したところであります。

今定例会12月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第4、行政報告を行います。

白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成28年壱岐市議会定例会12月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項等、また今回、補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、11月3日付で発令された第27回危険業務従事者叙勲において、本市から、元壱岐市消防長の松本力様が瑞宝双光章を受賞されております。

また、11月23日付で発令された本年度の県民表彰では、産業功勞として、多年にわたり西九州たばこ耕作組合副組合長を務められました岡口勝洋様が教育文化功勞として、長年、学校医として御尽力いただいている光武新人様が、それぞれ受賞されました。

このたび、叙勲、県民表彰の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

さて、**国境離島新法に係る現在の取り組み**につきましては、10月24日から25日にかけて国境離島新法を担当する国の機関である内閣官房総合海洋政策本部から2名御来島いただき、本市への現地調査が行われ、各分野の地元関係者87名の皆様方との意見交換会が5部会に分けて実施されました。

また、最後には振興局並びに市との意見交換会も実施されたところでございます。それぞれの分野で現状や課題を説明し、地元関係者の皆様からは施策提案を含め、さまざまな思いを直接、国に伝えていただきました。

国では、8月30日に29年度予算の概算要求が示され、現在は基本方針を策定するための作業が行われている段階であり、本市といたしましては、国からの基礎調査や直接のヒアリングへの対応、壱岐市国境離島新法民間会議からの施策提案に係る事業化検討などを行っているところであります。

今後も、概算要求で示された運賃低廉化、滞在型観光の促進、物資の費用負担の軽減、創業・事業拡大等支援について、国、県、地元との事業調整を密にしていきたいと思いますと考えており、議員

各位、市民皆様のさらなる御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、昨年実施された平成27年**国勢調査の確定値**が10月26日に公表されました。壱岐市の平成27年10月1日現在の人口は2万7,103人で、平成22年の前回調査2万9,377人と比較すると2,274人の減で、減少率がマイナス7.7%となっています。

人口減少対策は喫緊の課題と捉えており、平成27年に策定した人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策を展開し、地域のさまざまな特性や資源を生かして少子高齢化と人口減少に歯どめをかける取り組みを進めてまいります。

次に、去る11月18日、長崎県への壱岐市及び壱岐市議会連盟の単独要望を行いました。中村知事を初め、幹部職員に対応いただき、本市からは山本啓介県議会議員も同席いただき、9項目の要望書を鵜瀬議長とともに知事へ提出いたしました。

本年度の重点要望項目として、壱岐空港滑走路の延長と勝本港に関連する施設整備の2項目を私のほうから御説明申し上げ、御理解を得たものと承知をいたしております。今後も県との連携を密にし、本市の振興発展に全力で取り組んでまいります。

次に、学校法人岩永学園が進めております**介護福祉士養成校の開校**については、校舎として校舎として活用する旧鯨伏中学校の耐震改修工事が完了し、昨日12月1日に開校式が行われました。

専門学校としての開校は来年4月1日からありますが、12月1日から来年2月28日までの間、求職者支援訓練として介護職員初任者研修が始まっております。

学校側としては、来年4月からの入学生に関して高校新卒者のみならず、市内の社会福祉施設等で勤務されている社会人の方で、国家資格取得を目指す意欲のある方にも随時生徒募集を行われております。

高齢化社会を迎え、社会問題となっている介護分野における人材確保のため、今後も支援を行ってまいります。

次に、**国民健康保険調整交付金等の返還**について申し上げます。

国民健康保険調整交付金は、市町村間の医療費、所得水準等の不均衡等の調整と、災害等の画一的な基準によって措置できない特別の事情を考慮して交付されるものでございます。

今回、一部新聞報道にありましたが、会計検査院より10月7日に提出された2015年決算検査報告のとおり、昨年11月に実施された会計検査院厚生労働検査第3課による実施検査により、過大交付の指摘による返還と自主返還の指導を受け、2,519万4,010円を国庫へ返還することとなっております。

また、国保被保険者の保険税負担の軽減と市町村国保の財政基盤の安定を図る目的で交付される国民健康保険基盤安定負担金においても、10月の平成28年度申請時に平成27年度分が過

大交付となっていることが確認され、国庫と県費合わせて2,252万9,484円を返還することとなっております。これらの返還金につきましては、今後国、県より示される返還スケジュールに沿った対応が求められるため、所要額の予算措置が必要となります。

いずれの事案も、制度の理解不足による誤った事務処理が要因となっていることから、今後このような事案が再発しないように、事務処理体制の見直しと、さらなる職員教育の徹底を図ってまいります。

さて、NHK長崎放送局と壱岐市の主催により、壱岐の島ホール落成20周年を記念したラジオ番組ふるさと自慢うた自慢の公開収録を11月25日に実施いたしました。

ゲスト歌手の橋幸夫さんと門倉有希さんをそれぞれのリーダーとして、地元の男性と女性のチーム対抗でふるさと自慢を繰り広げたり、またカラオケで競い合うコーナーなど、本市のPRに努めていただきました。また、ゲスト歌手2人の歌謡ショーも行われ、観覧者の皆様を大いに魅了していただきました。

なお、実際のラジオ放送は12月24日、この日は地元のふるさと自慢でございます。新年の1月7日、この日は主としてゲストお二人の歌謡ショーでございます。この2回に分けて放送される予定であり、詳細はケーブルテレビ等を通じてお知らせする予定といたしております。

次に、**交流人口の拡大**について申し上げます。

駐日外交団壱岐市視察ツアーについてでございますが、外務省と壱岐市の共催により、駐日外交団壱岐市視察ツアーを11月8日から9日にかけて実施し、15カ国から駐日大使5名を含む外交官21名の皆様が来島されました。

壱岐高校生徒との交流や一支国博物館、上村真珠等の島内視察及び歓迎レセプションを通して、美しい自然やグルメ、歴史、産業、おもてなしの精神など、壱岐市の魅力を肌で感じていただいたところでもあります。

事後のアンケート結果では、構成、協力、おもてなし、サポート、すばらしい人々と視察場所等全てが完璧だった。文化交流、パートナーシップと交易に対するよい契機となったと等、多くのうれしい言葉をいただきました。

外務省主催の本事業は、在京の駐日大使館の皆様には日本の地方の魅力を理解していただくことを目的とした事業であり、平成22年より実施され、本年度まで全国22カ所を訪問されております。壱岐市は離島では全国で初、九州でも北九州市に続き2カ所目の訪問先でありました。

このツアーを機に、今後も引き続き壱岐市の魅力を国内外へ発信し、観光客誘致、地場製品の販路拡大を図るとともに、国際交流を推進してまいります。

さて、本市における観光客を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの8月から10月までの乗降客数累計は21万4,640人、対前年比92.2%でありました。

8月は比較的天候に恵まれ、海水浴客も大幅にふえており、多くのお客様を迎えることができましたが、9月に入り一転して天候に恵まれず、台風の影響もあり前年に比べ大幅に落ち込んでおり、10月に入り回復の兆しが見られた状況となっております。

観光振興に取り組む上で、日本遺産認定第1号都市という財産を最大限活用することが重要であると考えております。

本年10月1日より、NPO法人一支国研究会を事業主体として、本市の日本遺産を構成する内海湾で古代航路体験ができるシーカヤック事業がスタートしました。今後、内海湾が有する多様な資源と組み合わせて、魅力ある観光地づくりに努めてまいります。

情報発信・誘客活動でございますけれども、9月にゆめタウン広島、10月に日本橋長崎館での観光物産展、11月にはマリンメッセ福岡での九州外食ビジネスウィーク2016において本市のPR等を行っております。今後もあらゆる機会を利用し、島の魅力の情報発信に努めてまいります。

また、来年度には東京浅草にある商業施設まるみごとにつぼんで壱岐のPRを実施したいと考えております。まるごとにつぼんは、全国各地のグルメを扱う店舗等が入る施設で、3階に全国の20程度の自治体がアンテナショップ形式でブース出展するおすすめふるさとというスペースがあります。

そのおすすめふるさとに、壱岐のブースを4月から1年間出展できるよう応募し、プレゼンを実施いたしましたところ、10月末に出展の内諾をいただきました。

まるごとにつぼんは、平成27年12月の開館以来、1日平均約1万人の来館実績を有し、テレビ等のメディアにも数多く取り上げられている施設であります。加えて浅草は、東京スカイツリー、東京タワーに次ぐ都内有数の人気観光スポットであり、年間約2,800万人の観光客が訪れる場所でもあります。

本市の知名度向上及び壱岐産品の認知度向上に大いに寄与する事業と期待しており、来年の出展に向けた諸準備を進めてまいります。

次に、**壱岐なみらい創りプロジェクト**についてでございます。

市民皆様が中心となり、対話を通じて壱岐市の未来を自分のこととして考える壱岐なみらい創りプロジェクトの活動発表会を11月20日に壱岐高校コモンホールで開催いたしました。

当日は、これまで議論や実践を重ねてきた8つのテーマについて、それぞれの代表者が活動報告を行いました。

昨年11月から10回の対話会を実施し、1,066名の方々に御参加いただいておりますが、このうち高校生を中心に学生が566名参加するなど、次代を担う子供や若者の意見を直接聞くことができたことは大変意義あることと考えております。

今後、今回の事業で確立した産官民、三方よしの関係をさらに進化させ、ほかにはない本市独自の地方創生に邁進してまいり所存でございます。

次に、**ふれあい交流事業**について申し上げます。

人口減少対策の一環として取り組みました婚活事業、第4回イキイキお結び大作戦を11月5日と6日に開催をいたしました。壱岐在住の男性参加者には、10月と11月に全国で活躍する婚活マスター高橋聰典氏をお招きし、コミュニケーション能力を高める手法や心構えなどのセミナーを昨年に続いて実施をいたしました。

女性参加者は、福岡を中心に遠くは東京・千葉・埼玉から参加いただき、男性17名、女性15名で開催したところ、8組のカップルが誕生いたしました。

今回の婚活イベントでは、男性に対する2度の事前セミナー、イベント終了直後のセミナー、2週間後のフォローアップセミナーを実施するなど、交際が円滑に進むフォローに重点を置き、イベント当日は男女が真剣に相手と向き合える時間を多く設けるなど、工夫を凝らして実施をしたところであります。

今後も継続的なフォローアップに努め、一人でも多くの成婚者、移住者がふえることを期待するものであります。

次に、**産業の振興**についてでございます。

まず、**農業の振興**についてでございますけれども、皆様御承知のとおり、11月10日の衆議院本会議で環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPの承認案と関連法案が可決されました。

本案は、参議院に送付され現在審議中ではありますが、今国会で承認、成立する見通しとなっております。アメリカ大統領選挙の結果も絡み不透明な状況ではございますが、TPPの発効により多くの農産物に影響が出てくるものと考えており、市といたしましてはTPPに係る情勢を注視し、国、県の施策に対し関係機関と連携した取り組みを積極的に展開してまいります。

本年度の水稻作況指数は、長崎県全体で104%、壱岐においては108%と、平年を上回る発表がなされました。

早期米については、日照が比較的多く収量は平年より増加いたしましたが、品質につきましては、高温の影響よりコシヒカリは1等はゼロでございまして、2等100%であった一方、高温耐性のあるつや姫は1等98.8%、2等1.2%の好成績であります。

普通期米につきましては、収穫期に雨が多かったため刈りおくれによる品質低下が見受けられ、11月30日現在、にこまるが1等77.7%、2等16.1%、3等6.2%であります。ヒノヒカリはこれも1等はゼロでございまして、2等100%となっております。

葉たばこにつきましては、成熟期の天候不良による立ち枯れ病の発生等が影響し、収量が反当211キロでございましたけれども、10月11日から17日にかけて行われた収納・販売では、

1キログラム当たり代金2,080円の高い品質で、10アール当たり代金43万8,939円の成績でありました。

畜産につきましては、去る10月26日、壱岐家畜市場で開催された壱岐市和牛共進会において、市内各地域から肉牛の部も含め85頭の出品をいただきました。出品者の皆様には、長期間にわたる御労苦に心からの感謝とおねぎらいを申し上げる次第であります。

来年9月7日から11日にかけて、第11回全国和牛能力共進会宮城大会が開催されます。昨年開催された長崎県和牛共進会において、出品者の御努力も報われず、壱岐牛は全ての出品区で上位入賞がかないませんでした。

このことを踏まえ、全共壱岐地区推進協議会では来年の全国和牛能力共進会出品を目指した出品意欲の向上を目的として、全共出品牛1頭当たり100万円を補助するように計画されております。

市といたしましても、全共へ出品されることにより壱岐牛の名声が高まるとともに、基幹作目である畜産業のさらなる振興につながるものと捉え、本計画に対し支援を行うようにしております。全共本番に向け、畜産農家、関係機関の皆様には、さらなる御精進を賜りたいと存じます。

肉用牛経営における子牛の販売は、全国的な繁殖農家の減少に伴い高値で推移しておりますが、肥育農家においては厳しい経営を強いられております。昨日の12月市初日の結果は、平均90万3,575円で前回は107.6%の成績であり、市場開設以来の高値を更新いたしております。

しかしながら、高齢化、後継者不足等による繁殖牛の飼養頭数が減少しておりますので、今後も産地維持のため繁殖基盤の強化を図らなければと考えております。

農地・農業用施設等災害については、被災申請箇所45地区の現地査定が実施され、その結果、平均査定率が94.6%、査定額が5,995万7,000円となりました。今後早急に事務手続を進め、復旧工事に着手してまいります。

次に、**水産業の振興**につきましては、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は1,896トンで11.1%の減、漁獲高は16億8,900万円で、14.1%の減となっております。主な要因は、9月から10月にかけての台風の影響や海水温の上昇による漁場環境の悪化などが考えられます。

漁家経営は大変厳しい状況が続いておりますが、水産業の振興を図るため今後も漁業者の皆様、そして各漁協を初め関係機関と連携を図り、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、意欲ある担い手の育成支援事業である認定漁業者制度については、現在180名を認定しておりますが、制度の開始から5年が経過し、更新時期を迎えております。今年度約半数の更新を予定しており、効率的・計画的漁業経営を図るため、今後も積極的な制度の活用を期待して

おります。

次に、**商工業の振興と雇用対策**についてでございますが、人口減少抑制対策として地域での雇用創出を図るため、新しい産業の創出を促進するとともに、地元の頑張る中小企業を支援する新たな産業支援施策として、起業を志す人や経営上の課題を抱える中小企業のあらゆる問題の解決と、売上アップに向けたビジネスの挑戦を応援する**壱岐市産業支援センター**を開設し、センターを核とした地域産業活性化と地域全体の活性化に取り組んでまいります。

現在、12月末を締切として、センターの中心的役割を担うセンター長を募集しているところでございます。今後の流れとして、1月中旬に書類審査、2月下旬に面接審査を行い、その後センター長採用者を決定し、4月からセンター長の研修期間を設け、7月下旬から8月上旬にセンターを開設する予定といたしております。

次に、**大塚製薬株式会社との安全安心のまちづくりに関する連携協定**について申し上げます。

本協定については、大塚製薬株式会社福岡支店から、本市の重要施策の一つである市民の健康維持・増進、それを下支えするスポーツ振興や防災について提案をいただき、地域の一層の活性化と安全安心のまちづくり並びに市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上に寄与できるものと判断し、去る10月31日に連携協定を締結したところでございます。

今後、この協定を機に災害時の支援、健康づくりや食育、スポーツ振興など、本市の各種施策の推進に、専門知識や人的・物的資源、社会貢献で培ってきた豊富な経験を有する大塚製薬株式会社に貢献いただけるものと期待をいたしております。

教育につきましては、**次代を担う壱岐っ子の健全育成**についてでございますが、小中学生の全国大会での活躍については9月会議でも御報告いたしました。去る10月28日から30日に横浜市日産スタジアムで開催された第47回ジュニアオリンピック陸上競技大会に長崎県代表として出場いたしました郷ノ浦中学校の松本汰壱君が、2年男子走り幅跳びの部において6メートル27センチの記録で、全出場選手48名中9位という好成績を残しました。

また、勝本中学校1年の香椎彩香さんが、先月行われた女子サッカーユース育成の最高峰に位置するナショナル・トレセンのメンバーに選出され、なでしこジャパンU-16日本代表入りの夢がかなう位置に昇り詰めてきました。

このような壱岐の子供たちの活躍は、本人の努力はもとより先生方や指導者、また保護者の御理解、御尽力によるものと受けとめております。全国大会・九州大会・県大会等での貴重な経験が精神力を鍛え、仲間を思いやる心や地域への感謝の気持ちをさらに育んでくれるものと期待をいたしております。

次代を担う壱岐っ子の健全育成を願い、島外での競技等の活躍を支援するため、今後不足が見込まれる小中学生スポーツ大会補助金を今回追加計上いたしております。

次に、**防災、消防・救急**について申し上げます。

まず**防災**についてでございます。去る10月4日に九州地方に接近した台風18号は、本市においても最大瞬間風速24.7メートルを記録するなど、強い勢力を保ったまま本市に接近しました。このため、自主避難施設の開設や避難準備情報の発表などによる市民皆様への注意喚起等を行ったところでございます。

被害状況につきましては、台風のコースが壱岐市の北側を通過する予測だったため、大きな被害が懸念されましたが、倒木3件、ビニールハウスの破損1件、普通期水稻の潮風害による葉枯れ等が174ヘクタール発生しておりますけれども、幸い大きな被害は発生しておりません。

今後とも、台風災害を初めとした自然災害に対し、関係機関と十分連携を図り防災対策に万全を期してまいります。市民皆様に置かれましては、防災に関する知識の普及啓発を目的に、災害への備えや災害が発生した場合の対処方法をまとめた我が家の防災マニュアルを各戸に配付しておりますので、再度確認をお願いいたします。

なお、去る11月14日に、イオンストア九州株式会社と災害時における支援に関する協定を締結いたしました。災害が発生した際に、本市の要請に基づき全国のイオングループが保有している食料品・衣料品・日用品などの生活必需品のほか、災害応急対策のために必要な物資の提供を受けることができ、安全で安心なまちづくりの実現に大きく寄与していただけるものと考えております。

次に、原子力防災について申し上げます。

去る9月26日に、本市で4回目となる原子力安全連絡会が開催され、県、市、九州電力、各関係機関の代表20名が出席し、玄海原子力発電所に関する防災対策などの情報の共有化と意見交換を行ったところであります。

また、10月10日には今回で5回目となる長崎県原子力防災訓練が、本市を含めた県内4市と長崎県、佐賀県、福岡県の3県合同で開催されました。玄海原子力発電所での放射能漏れ事故を想定し、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置・運営訓練、緊急時モニタリング訓練、原子力災害医療訓練、広報訓練、住民の避難訓練、誘導訓練、島外への広域避難訓練など、総勢300名の参加をいただき、実践的な訓練を実施したところであります。

11月22日には、内閣府主催の玄海地域原子力防災協議会へ出席し、壱岐市の防災について発言をいたしました。

また、国の補正予算において原子力防災に係る屋内退避施設整備費として、郷ノ浦町長島地区で3億7,500万円、原島地区で3億2,600万円の補助金の内示が長崎県になされており、今回所要の予算を計上しております。

万が一、原子力災害が発生した際の三島地区における避難想定としては、玄海原発から30キ

口圏外となる壱岐島北部への避難を基本としておりますが、天候や避難方法によっては迅速に避難できない可能性があり、避難可能となるまでの間、一時屋内退避するための施設が必要になるため、今回整備するものであります。

次に、**消防・救急**についてでございますが、本年1月から11月末現在の火災・救急発生状況は、火災19件、救急1,498件となっており、昨年同期と比較しますと火災が3件の減、救急が4件の減となっております。

去る11月9日には、長崎県壱岐病院において消防訓練を実施し、病院火災の自衛消防隊初動体制の確立と、消防隊及び消防団の防御活動技術の向上、関係機関との連携強化を図ることができました。今後もこうした訓練を重ね、さらなる火災予防の啓発と消防力の強化に努めてまいります。

また、公益財団法人日本消防協会から壱岐市消防団へ防災活動車の交付が決定し、12月中に配備の予定となっております。防災活動及び消防広報に大きく寄与するものと期待しております。

師走に入り、火災の発生しやすい時期となります。市民の皆様には、火の取り扱いなど十分御注意いただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出いたしました補正予算の概要は、一般会計補正総額8億4,247万8,000円、各特別会計の補正総額4,543万円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は8億8,790万8,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は247億4,575万3,000円、特別会計につきましては、110億7,098万8,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、長崎縣市町村総合事務組合規約の変更1件、条例の制定・改正に係る案件8件、公の施設の指定管理者の指定6件、辺地に係る総合整備計画の策定1件、予算案件6件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し今後も誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 議案第70号～日程第26. 議案第91号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、議案第70号長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について

から、日程第26、議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上22件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第70号から76号まで、一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第70号でございます。長崎県市町村総合事務組規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年2月1日から長崎県市町村総合事務組合の規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成29年2月1日から長崎県後期高齢者医療広域連合の退職手当に関する事務を長崎県市町村総合事務組合で共同処理することから、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じたためであります。

長崎県後期高齢者医療広域連合の退職手当に関する事務を共同処理することに至った理由及び経緯につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合において、一般職任期つき職員の退職手当制度を導入したことによるものでございます。現在、任期を5年とし、平成27年に1名、平成28年に4名の採用となっております。

次のページをお願いいたします。長崎県市町村総合事務組規約の一部を変更する規約でございます。

別表第2を次のように改めるものでございます。別表第2、組合の共同処理する事務と団体でございますが、第3条第1号に関する事務、これは退職手当に関する事務でございますが、共同処理する団体に長崎県後期高齢者医療広域連合を加えております。

附則といたしまして、この規約は平成29年2月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第70号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第71号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の再任用に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため提案をするものでございます。

これまで再任用制度の導入に至る経過といたしましては、旧再任用制度については年金制度の改正として公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げに伴い、国においては平成13年度より、また長崎県においては平成14年度より導入をされてまいりましたが、合併前の旧町及び本市においては、離島という特殊事情による限られた雇用の場への影響を鑑みて、合併後も導入を見送っておりました。

しかしながら、平成25年度以降公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い無収入期間が発生することから、新たな再任用制度として雇用と年金の手続きが必要となったところであります。

平成25年3月26日に閣議決定されました国家公務員の雇用と年金の接続において、当面定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することとされました。

この閣議決定の趣旨を踏まえ、地方に対しても同様の要請がなされたところでございます。皆様御承知のとおり、本市においても平成25年12月議会に本制度を導入するための条例制定を上程いたしました。説明が不十分などであったかもしれませんが、御理解が得られなかったところでございます。

参考までに、委員会審査報告書における否決の理由は、壱岐市職員の再任用に関する条例等の改正については、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、定年退職者の年金支給開始年齢変更に対する保護主義は理解されるものの、本市合併依頼新規採用者が少ないことから、将来的に行政業務に支障を来す恐れもある。あわせて、現行の嘱託職員等との格差是正も懸念されることから否決としたとのこととございました。

その後の状況といたしましては、国、県及び労働局からの再任用制度の導入の指導も強まったこともあり、全国的な地方自治体の情勢も変化しておりまして、本日現在、全国市町村1,721団体中、条例の未制定団体は14団体、その内訳といたしましては、北海道1町、京都府1町、和歌山県1市、沖縄県9市町村、長崎県は小値賀町と本市のみであります。

小値賀町につきましては、本12月議会に上程をされるとのこととございます。

また、御指摘をいただいております嘱託職員との格差是正も、今回議案第76号で処遇改善の見直し案を上程させていただいております。

嘱託職員の再任用につきましても、本市嘱託職員の条例の中で十分に運用可能と判断をしております。

このような経過を踏まえ、再度本制度を導入するための条例を制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。第1条の趣旨であります。地方公務員法並びに地方公務員法等の一部を改正する法律に基づき、職員の再任用に関して定める旨規定するものでございます。

次に、第2条でございます。再任用できる対象者として、一つには25年以上勤続して退職したものであって、退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもの、二つには、これに該当するものとして再任用されたことがあるもの、その対象者として規定しようとするものでございます。

第3条は任期の更新であります。再任用の任期の更新は、更新直前の勤務実績が良好である場合にできること、それから第2項では、更新する場合はあらかじめ職員の同意を得なければならないというものでございます。

第4条は、任期の末日についての規定であります。再任用の任期の更新を行う場合、任期の末日はそのものが年齢65歳に達する日後における最初の3月31日以前でなければならないということになっております。

次に、附則でございます。第1項において、本条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございます。消防指令以下特定消防吏員については、年金支給開始年齢の引き上げが一般職よりおくれますことから、任期の末日を平成31年3月31日までは年齢64年に設定をしようとするものでございます。

参考でございますが、この後の議案にも関連をしておりますので、再任用制度における勤務条件等の概要を説明させていただきます。

採用の方法は、従前の勤務実績等に基づく選考採用でございます。勤務時間はフルタイム勤務、短時間勤務、変則勤務の3種類がございます。

任用につきましては、人事の都合により短時間勤務枠での募集または職種によっては募集枠を設けない事情も考慮されると判断をしております。休暇は、フルタイム勤務の場合正規職員と同じであります。

給料につきましては、各給料表ごとに設定された再任用職員の職務の級に応じた額となります。給料表は、国、県と同じでございます。

なお適用職務は、本市では事務職であれば主事の級を予定しております。フルタイム勤務で月額額は18万6,900円です。昇給はございません。

諸手当につきましては、生活関連手当、例えば扶養手当、住居手当は支給をされません。期末

勤勉手当は支給をされますが、支給率は正規職員が現在年間4.2月に対し、再任用の職員は2.2月となります。

県内各市の再任用の実施状況でございますが、平戸市、松浦市、島原市では事例はございません。諫早市、五島市は、フルタイムの勤務はございませんで、短時間勤務職員のみでございます。大村市、対馬市では、幼稚園教諭、保育士でフルタイム勤務の実績がございます。

議案第71号についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第72号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等を踏まえ、壱岐市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものを規定いたしております。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、現行の12月期1.625月を1.775月に改め、支給済の6月期1.475と合わせて、年間3.25月とするものであります。現行より0.15月の増加でございます。

第2条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものを規定しております。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、6月期1.55月、12月期1.70月、年間3.25月に改正するものでございます。

第3条は、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもののうち、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものを規定いたしております。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を、現行の12月期1.625月を1.775月に改め、支給済の6月期1.475月と合わせて、年間3.25月とするものでございます。現行より0.15月増加でございます。

第4条でございます。壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものを規定いたしております。

改正の内容は、市議会議員の期末手当の支給率を、6月期1.55月、12月期1.70月、年

間3.25月に改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、参考資料1の3ページから6ページに載せております。

附則、第1項はただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をいたしております。本年12月に支給される期末手当の支給日は12月10日でありますので、12月10日に支給する期末手当は改正条例の公布後は改正規定の内払いとなり、差額分については条例公布後の支給となります。

以上で議案第72号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第73号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の給与等に関する条例及び壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定及び壱岐市再任用制度の導入に伴い、本市職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。この議案第73号の改正条例は、第1条から第3条及び附則の構成となっております。改正しようとする本則は条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法をとっております。

第1条では、壱岐職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用するものを規定をいたしております。

別冊議案関係資料1の7ページから25ページに改正条例の新旧対照表を載せております。お願いいたします。

左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正をしようとする箇所でございます。

新旧対照表7ページをごらんください。第33条第2項において、平成28年12月に支給する勤勉手当の支給月数を現行の0.8月から0.9月に改め、0.1月引き上げる旨を規定をいたしております。

次に、議案書をお願いします。議案書2ページから17ページまでは、行政職、海事職、教育職、医療職、(2)から(4)の給料表について、平均0.2%の引き上げ改正を行っております。また、それぞれの給料表の最下段に再任用の額を規定をいたしております。

次に、議案書18ページをお願いいたします。第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するもの

を規定いたしております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表でございますが、8ページをご覧いただきたいと思っております。

まず最初に、第5条の2は再任用職員の給料月額について規定をしておりますが、議案第71号で御説明をいたしましたように、給料表は国と県と同じでございますが、適用職務は本市では海事職であれば主事の級を予定しております。昇給はございません。

新旧対照表、9ページお願いいたします。第8条の2、再任用、短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算の方法を追加規定しております。これにつきましては、現在において対象職員はございませんが、長崎県の規定に準じて定めております。

次に、新旧対照表10ページ、第11条は扶養手当に関する規定ですが、第2項において、扶養手当の支給対象親族に満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を追加しております。

第3項は、扶養手当の月額を改正しております。改正前の扶養手当の月額は、第1号の配偶者が1万3,000円、それ以外の2号から6号までの扶養親族にあつては、1人につき6,500円で、配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円が、右側の改正後では第2号、子については1人につき1万円、その他の1号及び3号から6号までの扶養親族については、1人につき6,500円に改定をいたします。

新旧対照表13ページ、お願いします。第15条第2項2号で、再任用短時間勤務職員の通勤手当について追加規定をいたしております。

次に16ページ、右側の改正案第22条第2項から第6号においては、再任用短時間勤務職員の時間外手当について追加規定をいたしております。

第2項では、再任用短時間勤務職員の時間外勤務が正規職員の勤務時間内以内であれば、超過勤務時間に対し支給割合は100分の100とする旨を規定いたしております。

17ページ、第25条は、勤務時間1時間当たりの給与額の算出、第26条は時間外勤務手当等に関する規定の適応除外についても、再任用職員についての規定を追加をいたしております。

新旧対照表18ページ、改正案、第30条第3項は、再任用職員の期末手当についての規定を追加をいたしております。再任用職員の期末手当の支給率は、6月期0.65月、12月期0.8月分となります。

次に19ページをお願いいたします。33条第2項第1号は、正規職員の6月と12月に支給する勤勉手当の支給月数を本条例第1条の改正により、平成28年度は6月期が0.8月分支給済、12月が0.9月分支給予定の計1.7月分としたところを適用日を同じにする本条例の第2条改正において、平成29年度より6月期0.85月分、12月期0.85月分の計1.7月分と調整をしております。

改正案第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率を6月期、12月期、それぞれ0.4月分と定めております。

議案書のほうをお願いします。23ページをお願いいたします。第3条は、壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用するものを規定いたしております。

次に、第4条でございます。第4条は、壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正をしようとするもののうち、平成29年4月1日から適用するものを規定をいたしております。

議案書23ページの下段から25ページまでは、附則として施行期日、適用日、経過措置等について定めておりますが、第3条におきましては平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例を規定をいたしております。各年度における扶養手当の手当額は、配偶者については平成28年度1万3,000円、29年度1万円、30年度以降6,500円、子については1人につき28年度6,500円、29年度8,000円、30年度以降に1万円、職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当額につきましては、28年度1万1,000円、29年度、子は1万円、父母等9,000円、30年度以降は子、父母と9,000円と段階的に調整をされます。

以上議案第73号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第74号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、再任用制度の導入に伴い、短時間勤務職員等の勤務時間、休暇等について所要の改正を行うとともに、人事院勧告等を踏まえた国の規定の改正に準じ、本市職員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別冊議案関係資料1の26ページから33ページに、改正条例の新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正を必要とする箇所でございます。

26ページをお願いいたします。第2条は、職員の1週間の勤務時間について規定をしておりますが、今回の改正は短時間勤務職員についての勤務時間の整理をいたしております。

第2条第2項中、現行の短時間勤務職員を、改正案の育児短時間勤務職員に改めます。これは、今回再任用制度の導入による再任用短時間勤務職員と区別するためでございます。なお、再任用

短時間勤務職員の1週間の勤務時間については、改正案のとおり第3項としてつけ加えております。

再任用の短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めることとなります。

改正案の第2条第4項は、育児休業の請求に係る期間において、任用する場合の任期つき短時間勤務職員の1週間の勤務時間について整備をいたしております。

27ページをお願いいたします。第3条は、週休日及び勤務時間の終わりについての規定でございます。第1項ただし書き中、現行の設けるものとするを、改正案、設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができるに改めます。

第3条第2項のただし書き中、現行の任期つき短時間勤務職員を、改正案、再任用短時間勤務職員を任期つき短時間勤務職員に改めます。

28ページをお願いいたします。第4条は、第3条の改正を受けて改正案のとおり、週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合は4週間ごとの期間につき、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員にあっては、8日以上週休を設けなければならないとの旨を規定をいたしております。

また、第4条のただし書き中、職務の特殊性等により4週間ごとの期間につき4日以上週休日を設けることが困難な場合の例外的取り扱いについても、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員を加えております。

31ページ、第13条は、年次休暇についての規定でございます。改正案のとおり、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員を加えております。

33ページ、第20条の2は介護時間の新設を規定しておりまして、連続する3年以下、1日につき2時間以下で介護時間を承認できる仕組みとなりますが、介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給となります。また、公務の運営に支障がある時間については、承認をしないことが可能であります。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行しますが、ただし第12条、20条、20条の2及び21条の改正規定並びに附則第2条の経過措置は平成29年1月1日から施行いたします。

以上で、議案第74号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第75号壱岐市職員の育児休業に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を、改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、議案第71号で説明いたしました再任用制度の導入に伴い、短時間勤務職員等に係る読みかえ規定等に関し所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。平成16年壱岐市条例第31号壱岐職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

この議案第75号は、別冊議案関係資料1の34ページから45ページに新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正しようとするところでございます。

34ページをご覧ください。第14条は育児休業法第17条の規定で、第17条の条例で定めるやむを得ない事情について規定いたしております。育児休業法第17条は、育児短時間勤務の承認が失効し、または取り消された場合において過員を生じること、その他条例でやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している間条例で定めるところにより当該育児短時間をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において、常時勤務を要する職を占めたまま引き続き勤務をさせることができるとなっております。

今回、改正案の第2号、当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員を任期つき短時間勤務職員を加えております。

それから、44ページをお願いいたします。第21条を24条とし、20条を23条とします。

43ページをお願いいたします。条例中第19条の給与条例第17号を給与条例第19条に、また給与条例20条を給与条例25条に改め、同条を第22条といたします。

44ページから45ページをお願いします。附則中第2項を第5号とし、第1項の次に第2号、第4号までの3項をつけ加えます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第76号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市嘱託職員の任用及び人事管理の適正な運用を図るため、給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1は、報酬の額について定めておまして、職種区分ごとに上限を規定いたしております。

改正内容は記載のとおりでございます。

なお、基本となる勤務時間は一般職の常勤職員の勤務時間の4分の3未満であります。わかりやすく表現すると、正規職員の勤務時間が1日7時間45分ですので、その4分の3、1日5時間45分の一月の要勤務日数の勤務に対する報酬月額でございます。

現行の職層区分別基本報酬月額表は、嘱託職員の経験年数を3年刻みで4段階の昇給パターンとし、9年を超えると昇給がとまる形となっております。今回の改正では、職種ごとの報酬月額は毎年経験年数に応じた昇給をするように設定をいたしております。ただし正規職員と同様に、55歳に達したものの報酬月額は停止するように取り扱う予定でございます。

参考といたしまして、本条例での例外規定であります。第2種嘱託職員の報酬日額についても見直す予定をいたしております。

見直しの根拠といたしましては、各職種の臨時雇い単価を長崎県の最低賃金の上昇に伴い、平成29年度に見直す予定としているため、臨時職員の日額単価を基本に算出している第2種嘱託職員の報酬日額を改正したく、予定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第76号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を3時といたします。

午後2時44分休憩

午後3時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の提案理由の説明を求めます。堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第77号壱岐市税条例等の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市税条例等の一部改正について、壱岐市税条例等の一部改正をする条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例を延長するとともに、個人の住民税の医療費控除の特例の創設等の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでござ

ございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

内容については記載のとおりでございます。資料1としまして、議案関係資料48ページから76ページにかけて新旧対照表を添付しております。

主な改正点としましては、まず個人住民税関係でございますが、新旧対照表は60ページからでございます。

医療費控除の特例が創設をされました。該当条項は、第1条中、附則第6条となります。この改正は、適正な健康管理のもとで医療費、医薬品から代替を進め、自主服薬を推進する観点から、健診や予防接種等を受けている個人を対象として、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の購入費用について、その額のうち1万2,000円を超える額を所得控除する制度が新しく設けられました。これは、医療費控除の控除額計算上の特例措置としまして導入されるもので、平成30年から平成34年度までの個人住民税について適用されるものとされております。

次に、特例適用リスト及び特例適用配当等に係る課税の特例の新設でございます。

該当条項は、第1条中、附則第20条の2及び20条の3となります。日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため、日台民間租税取り決めが締結されました。

この改正は、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税についてはこの取り決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、申告等に基づく課税を行うこととされたものであります。

このため、これらの特例対象事業所得については、他の所得と区分しまして、100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人の市民税の所得を課する特例を定めるものでございます。

次に、軽自動車税の関係でございますが、新旧対照表は61ページからでございます。

グリーン化特例の制度が延長されました。該当条項は、第1条中、附則第16条の改正となります。平成27年度税制改正において、環境性能の優れた軽四輪車等の普及を促進するために、軽自動車税の燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例制度が導入をされております。この軽減課税については、現行制度のまま適用期限を1年間延長するということとされております。

最初の新規検査を受けた日を平成28年4月1日から、平成29年3月31日に改正をし、平成29年度分の税率を軽減するものでございます。

次に、納税関係であります。新旧対照表は48ページからでございます。延滞金の計算期間の見直しがなされております。

第1条中第19条、第43条、第48条及び第50条の改正となります。

個人住民税、法人住民税に係る延滞金について、一度減額更正を行った後に増額の構成または修正申告を行った場合は、一度目の職権修正の誤りは課税庁側に帰責事由があるものとして、帰責事由ということはつまり責任を負わなければならない原因があるということでございます。増額更正または増額修正申告までの期間を、延滞金の計算期間から除くものでございます。

これについては、平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金、または同日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用されます。

次に、2条の改正ですが、これは平成27年度の条例改正において、旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率を段階的に廃止することとしておりましたが、その改正附則の規定を整備するものでございます。

施行期日については、附則第1条にあるとおり軽自動車税のグリーン化特例の延長の改正及び特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例の新設の改正については平成29年4月1日から、医療費控除の特例の創設の改正については平成30年1月1日から、その他の改正については平成29年の1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

続きまして、議案第78号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正をする条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例が定められたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。内容については記載のとおりでございます。

資料1としまして、議案関係資料77ページから79ページに新旧対照表を添付しております。

改正内容については、先ほど壱岐市税条例等の一部改正において御説明した個人住民税における特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例の新設に係るものでございます。

住民税の課税の特例として、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、壱岐市国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については、従来どおり特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得金額に含めるため、規定の整備を行うものであります。

施行期日につきましては平成29年1月1日からとし、必要な経過措置を定めております。

以上で、議案第78号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第79号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市原島診療所、位置、壱岐市郷ノ浦町原島296番地の2。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3、社会医療法人玄州会、理事長光武新人。

3、指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由、壱岐市原島診療所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

以上で、議案第79号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第80号から議案第82号につきまして御説明いたします。

まず、議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出合いの村）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、壱岐出合いの村、位置、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地ほか。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出合いの村振興会会長平田光弘。

指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。その理由といたしましては、壱岐出合いの村は主に小学生を対象とした体験型宿泊施設であり、課外教育における体験活動を通じて連帯感の重要性を養うことを目的としております。開館から20年間、経験豊富な専門性の高い知識を有している職員が常日ごろから安全確保に努め、学校関係者から高い評価を得ております。

また、素晴らしい自然環境の中で、補助事業の目的に沿った農産加工を生かしながら運営を行っていただいております。経験と実績を考慮いたしまして壱岐出合いの村振興会に指定管理者をすることでございます。

続きまして、議案第81号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市猿岩物産館、位置、壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1。

指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出合いの村振興会会長平田光弘。

指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も同様でございます非公募といたしております。

その理由といたしましては、猿岩物産館は壱岐出合いの村の物産加工施設で生産された加工品の販路拡大とあわせ、市内の農水産物の加工品、壱岐の土産品等を観光客に販売することで、島の活性化に寄与することを目的に開館したアンテナショップでございます。

壱岐出合いの村との連携によりまして、農産加工グループの生産促進が継続的に図られるということで、壱岐出合いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、壱岐風民の郷、位置、壱岐市勝本町布気触288番地1ほか。

2、指定管理者、壱岐市勝本町布気触288番地1、壱岐風民の郷振興会会長今田利平。

指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も非公募としております。

主に、小学生を対象とした課外教育における体験活動の実習館となっております。補助事業の目的が体験と雇用の場の確保でありまして、地元食材を使った弁当を中心にした食堂経営を行っております。

本振興会は、事業の目的や事情に精通しておりまして、今後施設の利用率を向上させるためにも壱岐風民の郷振興会に指定管理をするものでございます。

以上、議案第80号から議案第82号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第83号から第85号まで一括して御説明させていただきます。

ます。

議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

- 1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市営印通寺共同店舗、位置、壱岐市石田町印通寺浦196番地3。
- 2、指定管理者、壱岐市石田町印通寺浦471番地9、石田町商店連盟理事長堀江敬介。
- 3、指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市営印通寺共同店舗の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理業務の内容は、共同店舗8店舗への入店者の募集、選定、使用料の徴収、納入、簡易な修理業務でございます。

今回の指定管理者候補者である石田町商店連盟は、地元石田町内の商店事業者で組織されている団体で、同地区の商工業等にも精通しており、平成23年度から指定、管理者指定以来適切な管理を行っており、当該施設の運営管理を行う団体としてこの団体が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定をいたしました。

次に、議案第84号を御説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

- 1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市国民宿舎壱岐島荘、位置、壱岐市勝本町立石西触101番地。
- 2、指定管理者、壱岐市勝本町立石西触101番地、一般財団法人壱岐市開発公社理事長品川洋毅。
- 3、指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理業務の内容は、国民宿舎壱岐島荘の施設の管理運営及びサンドーム壱岐の管理でございます。

今回の指定管理者候補者である一般財団法人壱岐市開発公社は、当該宿舎及びサンドーム壱岐の管理運営を目的として設立された法人でございます。

同公社は、平成18年の第1期指定管理者指定以来健全な経営を続けており、従業員の雇用の

確保の観点やサンドーム壱岐との一体的な管理運営業務を実施することができることから、当該施設の運営管理を行う団体としては同公社が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定いたしました。

次に、議案第85号を御説明申し上げます。勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地にかかる総合整備計画を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、勝本地区第3分団小型動力ポンプの購入、イルカパーク環境整備事業、市道土肥田線整備事業、サンドーム壱岐屋内競技場改修事業、勝本地区第6分団小型動力ポンプ購入、市道銀台線整備事業、芦辺漁港漁業集落環境整備事業、壱岐地域青果物等流通拠点整備事業、市道山崎線道路改良事業、市道白水線道路改良事業、石田地区第2分団小型動力ポンプ購入事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この計画は、辺地債の対象になるためには市議会の議決を経て、辺地にかかる総合整備計画を総務大臣に提出することとなっております。

1ページをお開き願います。右上に辺地債を記載いたしております。まず、勝本辺地、壱岐市消防団勝本地区第3分団の小型動力ポンプ購入事業でございます。購入より15年以上経過して、塩害等の腐食が著しく、性能が低下しており、更新を行うものでございます。計画事業費は173万円でございます。

同じく、イルカパーク環境整備事業でございます。イルカパークの水質悪化によるいるかの体調不良が頻発しており、堆積物を除去し水質の改善を図り、イルカパークの健全運営を行うものでございます。計画事業費は2,068万9,000円でございます。

2ページ、東可須辺地、市道土肥田線整備事業でございます。芦辺町への交通路にもなっている主要幹線道路になっており、観光面では芦辺町方面からイルカパークへの交通路、壱岐商業高校への学生の通学路、一般車両や大型農業機械との離合が困難になっており、本路線の整備を行うものでございます。計画事業費は1億3,900万円でございます。

3ページは布気辺地、サンドーム壱岐屋内競技場改修事業でございます。テニス、サッカー等行える屋内競技場の屋根部分が破損しており、危険であるため改修を行うものでございます。計画事業費は3,490万円でございます。

4ページは立石辺地、壱岐市消防団勝本地区第6分団の小型動力ポンプ購入事業でございます。購入より15年以上が経過し塩害等の腐食が著しく、性能が低下しており更新を行うものです。

計画事業費は173万円でございます。

5ページは本宮辺地、市道銀台線整備事業でございます。県道231号線と国道382号線を結ぶ主要幹線道路であり、また国道を経て芦辺外港、石田空港へとつなぐ重要な生活道路でございます。本路線は幅員が狭く見通しが悪いため、諸車両の通行に支障を来たしており、本路線の整備を行うものでございます。計画事業費は1,430万円でございます。

6ページは芦辺浦辺地、芦辺漁港漁業集落環境整備事業でございます。漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図るため、漁業施設の整備及び水産振興対策の実施とともに、集落排水施設を中心とした生活基盤整備を実施することにより、集落の生活環境改善、環境衛生の向上、及び公共用水域の水質保全を図るため整備を行うものでございます。計画事業費は2億5,261万円でございます。

7ページは国分辺地、壱岐地域青果物等流通拠点整備事業でございます。壱岐地域における青果物等の流通の拠点施設を整備し、安定した雇用及び農業生産物のコストの低減、農業所得の向上及び生産規模の拡大を図るため整備を行うものでございます。計画事業費は1億3,121万5,000円でございます。

8ページは石田辺地、市道山崎線道路改良事業でございます。山崎漁協と県道空港線とを結ぶ路線で、見通しの悪い場所も多く、歩行者等に危険が及んでいるため、整備を行うものでございます。計画事業費は4億3,200万円でございます。

同じく市道白水線道路改良事業でございます。国道382号線と主要地方道勝本石田線をつなぐ主要幹線道路であり、小中学校が隣接しているため通学路として、また公共施設への一般車両の利用も多い路線であるが、路面及び防護柵損傷が激しく、歩行者及び車両通行に支障を来しているため整備を行うものでございます。計画事業費は1,330万円でございます。

9ページは、筒城辺地、市道山崎線道路改良事業でございます。山崎漁協と県道空港線とを結ぶ路線で、見通しの悪い場所も多く、歩行者等に危険が及んでいるため整備を行うものでございます。計画事業費は4億3,200万円でございます。

10ページは印通寺辺地、壱岐市消防団石田地区第2分団の小型動力ポンプ購入事業でございます。購入より15年以上が経過し、塩害等の腐食が著しく、性能が低下しており更新を行うものでございます。計画事業費は173万円であります。

なお、議案資料の3に平成28年度辺地対策事業の位置図を添付いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 議案第86号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,247万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億4,575万3,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

本日の提出でございます。

2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。第2表繰越明許費、7款2項道路橋りょう費の道路橋りょう新設改良事業ほか2件の事業費総額10億2,120万3,000円については、いずれも国の補正予算に採択された事業で、交付決定等を受けた後の事業着手となり、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由の詳細については、資料2の12ページ、13ページに記載のとおりでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。第3表地方債補正、1、変更、過疎対策事業債、過疎地域自立促進事業は過疎債ソフト分で、限度額4億7,960万円を4億8,220万円に、260万円を増額しております。

今回、長崎県離島航空路線再生補助金の追加分40万円と、各種青少年大会補助金の追加分220万円を充当しております。

次に、合併特例債は限度額9億2,970万円を9億7,720万円に4,750万円を増額しております。原島、長島地区に整備する原子力災害対策施設整備事業として、屋内退避施設の建設のうち単独分となる各旧分校舎の解体費用に充当しております。

次に、災害復旧事業債は限度額5,500万円を6,280万円に780万円を増額しております。単独の公共土木施設災害復旧事業に充当しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

12ページ、13ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

10款1項1目地方交付税は、今回不足する財源について普通交付税8,295万7,000円を計上しております。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金社会福祉費負担金729万2,000円は、自立支援給付費負担金として障害福祉サービス補装具購入費給付費に係る国負担分2分の1の370万5,000円と、障害者医療費負担金として療養介護医療費に係る国負担分2分の1の358万7,000円を計上しております。

なお、同内容については、15款1項2目の県負担金について各4分の1の合計364万5,000円も計上しております。

次に、15款2項1目総務費県補助金、長崎県原子力災害対策施設整備費補助金7億100万円は、ただいま地方債で申しあげました原島、長島地区に整備する原子力災害対策施設整備事業として、屋内退避施設の建設事業費に対し100%、全額の補助金を計上しております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。15款2項4目農林水産業費県補助金のうち、漁業就業者確保育成総合対策事業補助金1,415万円の減額は、漁船取得リース事業の廃止と技術取得支援事業の研修日数減による減額でございます。

このほか民生費、農林水産業費、衛生費、教育費にかかる国県支出金を実績等に基づき増減補正しております。

次に、20款4項2目雑入のうち、市有建物災害共済金660万円は、壱岐市ケーブルテレビ伝送路のリス被害等の幹線障害にかかる修繕費用300万円と、当初計上した修繕費用分と合わせた共済金合計660万円を計上しております。

21款起債につきましては、6ページ、7ページの第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

12月補正の主要事業について、別紙資料2の平成28年度12月補正予算案概要で説明いたします。

概要の2ページ、3ページをお開き願います。主に新規事業等について御説明をいたします。

2款1項6目企画費地域商社設立準備事業100万円の補正は、設立準備に向けた先進地視察、県協議の旅費等を計上しております。

次に、5款1項4目畜産業費、長崎県新たな一貫生産体系育成事業85万円の補正は、肥育経営体と繁殖経営体での繁殖雌牛の預託契約に基づく導入コストの低減を図るもので、導入経費について1頭当たり17万円を上限とし、2分の1以内を補助するものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。5款1項5目農地費、県営事業負担金310万円の補正は、県営ため池整備事業2地区の事業費総額2,100万円に対し、それぞれ9%、20%の負担分でございます。

同じく干害応急対策事業補助金396万2,000円の補正は、本年夏場に発生した干天によ

る営農被害に対し、干害対策工事に対する助成を行うもので、事業費に対し県3分の1もしくは5分の1、市10分の1の補助を行うものでございます。

次に、5款3項2目水産業振興費、認定漁業者支援事業155万円の補正は、機器導入費用に対し限度額35万円、補助率2分の1の3名分、機関換装費用に対し限度額50万円、補助率10%の1名分を補助するものでございます。

次に、6款1項1目商工総務費、公用車購入498万9,000円の補正は、低炭素の島づくり推進の一環として、次世代自動車である電気自動車1台の購入分でございます。

6款1項2目商工振興費、商工業支援事業費312万円の補正は、平成29年度創設予定の老岐市産業支援センターのアドバイザーの招聘に向けた経費、先進地視察旅費等準備費用を計上しております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。同じく6款1項2目商工振興費、本町バス停待合所改築補助金83万3,000円の補正は、現バス待合所の不便な状況を解消するため移転費用125万円の3分の2を補助するものでございます。

次に、6款1項4目観光費、老岐教育旅行受け入れプロジェクト委員会補助金200万円の補正は、マリンスポーツを目玉とした教育旅行の誘致を図るため、ウエットスーツの200着分の購入補助を行うものでございます。

次に、8款1項5目災害対策費、原子力災害対策施設整備事業7億5,100万円の補正は、第3表地方債並びに歳入でも申し上げましたとおり、原島、長島地区の旧分校舎を解体し、新たに放射性物質等の異常な放出から一時的に退避する屋内退避施設を新たに建設する費用でございます。

次に、9款5項2目各種青少年大会補助金250万円の補正は、本市小中学生のスポーツ大会等での活躍により全国大会、九州大会等への出場が増加に伴う旅費の一部を助成する補助金でございます。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費、小規模災害復旧事業880万円の補正は、本年9月4日の台風12号接近時に被災した市道の災害復旧工事費でございます。

このほか、人事院勧告に伴う給与改定について所要の予算を計上するとともに、介護保険、保育所費、生活保護費等の国県支出金の精算返納金を補正をいたしております。

その他、主要事業の詳細につきましては、資料2に記載のとおりでございます。

以上で、議案第86号平成28年度老岐市一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第87号及び88号を一括して説明させていただきます。

議案第87号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,316万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,454万4,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,381万7,000円とする。

第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正については記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算、事項別明細書を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入につきましては、3款1項国庫負担金を療養給付負担金387万2,000円を増額し、3款2項国庫補助金を調整交付金348万4,000円を増額をいたしております。

また、7款1項共同事業費交付金につきましても、高額医療費共同事業交付金369万7,000円を増額し、10款1項繰越金は前年度からの繰越金894万6,000円を増額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出、1款1項総務管理費につきましては、嘱託職員の報酬等220万円を増額をいたしております。

2款2項高額療養費につきましては、一般被保険者の高額療養費1,988万8,000円を増額しております。

11款3項繰出金につきましては、国庫補助に伴う直営診療施設勘定への繰出金として108万円を増額をしております。

13ページは給与費明細でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。直営診療施設勘定の歳入歳出補正につきましては、記載のとおりでございます。

17ページから19ページには、歳入歳出予算の事項別明細書を記載をいたしております。

20ページ、21ページをお開きください。2、歳入につきましては、4款1項事業勘定繰入金として108万円を増額し、4款3項基金繰入金137万1,000円を減額をいたしており

ます。

22ページ、23ページをお開きください。3、歳出、1款1項総務管理費の備品購入費につきましては、入札執行により29万1,000円を減額をいたしております。

以上で、議案第87号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第88号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ429万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,712万6,000円とする。

第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算の補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算、事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入につきましては、3款2項国庫補助金を地域支援事業交付金121万円を増額し、4款1項支払基金交付金も地域支援事業交付金60万円を増額をいたしております。

8款1項繰越金につきましては、前年度繰越金を93万2,000円増額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出、3款1項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防配食サービス事業の委託費213万9,000円を増額し、3款3項包括支援事業任意事業費につきましても、要介護者配食サービスの委託費162万8,000円を増額をいたしております。

以上で、議案第87号及び88号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第89号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,430万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,950万6,000円とします。

2項は記載のとおりです。

本日の提出です。

8ページをお開きください。2、歳入ですが、4款繰入金の1目一般会計繰入金に1,341万円と6款諸収入の1目雑入に89万3,000円の追加をしております。

10ページをお開きください。3、歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費に57万4,000円、2目施設管理費に1,372万9,000円の追加をしております。

主な補正の内容は、機械設備などの取りかえ修繕費用と道路改良及び漁業集落排水整備などの工事に伴います水道管の敷設がえ工事費用などを追加しております。

別添資料の2の10から11ページに内容を記載してありますので、御参照をお願いします。続きまして、議案第90号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,597万9,000円とします。

2項は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

8ページをお開きください。2、歳入ですが、5款繰入金の1目一般会計繰入金に100万3,000円、7款諸収入の1目雑入に218万9,000円の追加をしております。

10ページをお願いします。3、歳出ですが、1款下水道事業費と2款漁業集落排水整備事業費で予算の組みかえを行い、2款1項管理費で漁業集落排水処理施設のコンポスト処理施設の取りかえ修繕費などの追加をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,932万2,000円と

する。

第2項は記載のとおりであります。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入予算補正について御説明をいたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を76万6,000円増額補正、計上いたしております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出予算補正について御説明をいたします。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、議案第73号で説明をいたしました壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正を根拠とする給与の改定及びその他の増加分として、職員手当76万6,000円を増額計上しております。

内訳といたしましては、給与改定に伴う分が3万3,000円、制度改正に伴う分が24万7,000円、職員の異動に伴う分が48万6,000円でございます。

給与明細書につきましては、11ページ、12ページ、13ページのとおりでございます。

以上で、議案第91号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第27. 請願第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第27、請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。13番、市山繁議員。

〔議員（13番 市山 繁君） 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願書、壱岐市議会議長鵜瀬和博様、請願者、芦辺中学校校舎建設推進協議会長松嶋勝彦、芦辺中学校PTA会長松嶋勝彦、芦辺町公民館連絡協議会長加藤福德、芦辺町老人クラブ連合会山本義人、紹介者、市山繁、同じく町田正一、同じく小金丸益明、同じく豊坂敏文。

件名、壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工について。

趣旨、壱岐市立芦辺中学校の校舎建設の用地については、最終的に旧那賀中学校跡地にすることで合意がなされております。新しく用地として選定された旧那賀中学校の校舎、約6年近く使用を停止しているので、設備面の大規模な改修が必要になるのではないかと考えます。

何より普通教室が4教室不足するため、敷地内に増築しなければなりません。現在の敷地は峡

歪で、仮に中庭などに建設した場合校舎全体の採光も悪くなるなど、好ましくない学習環境となることが心配されます。

今回の移転を機に、旧那賀中学校の校舎を解体して新築すると多くの課題が解決できるものと考えます。子供たちの学習環境の重要な要素である校舎が新築されることは、生徒にとっても保護者や地域にとっても大変喜ばしいことです。

壱岐市内の小中学校の校舎の耐震補強工事はひとまず終わったと聞いております。それぞれの学校の校舎の耐用年数や老朽化を考慮され、財政負担の勘案の上、年次計画を関係部署と協議検討され、壱岐市内の学校の学習環境の充実を図られることを建議します。

理由、生徒の学習環境をよりよく創生するため、校舎の適切な配置が可能になる新築の視点に立たれ、将来を見据えた校舎建築の英断をお願いするものであります。

以上。

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（13番 市山 繁君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月7日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時51分散会
